

保有する技能に関する調書

1. 保有する技能の内容及び特徴

該当する「ものづくり基盤技術」（ものづくり基盤技術振興基本法第2条第1項・同政令）を記載ください。

保有している技能の内容及び特徴について、簡潔かつ具体的にご説明ください。

2. 保有する技能を活用した創造的な取組み

次のような観点からご記入ください。（①従来の手法にとらわれず、柔軟な発想で工法・工程を工夫していること。②技術革新に対応し、新しい技術を積極的に取り入れていること。③データの記録、分析等を行い、熟練技能を応用した自動化に協力していること。④本来の技能に加えて複数の技能の習得に取り組んでいることなど。）

3. 上記2の取組みの結果得られた実績

創造的な取組みの結果得られた、既存製品の付加価値化、新技術・新製品の開発、生産性の向上等の実績について、ご記入下さい。

(注1) 枠内に書ききれない場合は、別紙に記載して下さい。また、記載内容を補足するものとして写真や図面等の資料を添付して下さい。

(注2) 大阪テクノマスターに認定された場合、上記内容の要旨を大阪市ホームページ等に掲載させていただきます。